



履行範囲1 新施設稼働開始以降、運営・維持管理業務を履行する範囲
 履行範囲2 解体工事終了後の跡地整備まで、運営・維持管理業務を履行する範囲
 (なお、跡地整備事業に協力すること。)
 ※ 提案により、履行範囲1及び2の境界はこれに限らないこととする。
 履行範囲1については、南東部の搬入用道路(図外)についても、県道115号線の
 交差点までは範囲とする。